

法務課等との協議による条例案の主な修正事項

1 修正すべき主な事項

(1) 共通事項

- ・「○から○」 → 「○ないし○」
- ・「等」「など」 → 「等」
- ・「南海地震発生後」 → 「南海地震の発生後に」
- ・「お互いに」 → 「相互に」
- ・「○○できる」 → 「○○することができる」
- ・「日頃から」 → 法令上、あまり使われない用語のため、どうしても使わなければいけない箇所(第3条基本理念)以外は、削除

(2) 個別事項

① 第1条における趣旨の表現の見直し <資料4 2P>

条例の題名は、通常、趣旨に規定している用語で作成するため、題名と第1条の趣旨との整合性を図り、「震災に強い地域社会の実現を目指して」を「震災に強い地域社会づくりを目指して」と修正する。

② 第2条第2号における「防災関係機関」の定義の見直し <資料4 2P>

各条文において、「防災関係機関」の中の「市町村」と単独での「市町村」との記載が混在しており、このため「防災関係機関」と書いた場所で、「市町村」の記載がないと誤読をまねくようであったので、「防災関係機関」の定義から「市町村」を除き、必要がある場所で、その都度「市町村」と規定するように修正する。

③ 第2条第6号「救助活動」の定義の追加 <資料4 2P>

第25条第1項において、「倒壊家屋等からの救出、負傷者等の応急手当、搬送等」を「救助活動」と略称を置いていたが、第4条第2項及び第5条第2項においても、救助活動という表現を用いており使用頻度も高いため、第2条に新たに定義として規定する。

④ 第7条における語尾の見直し <資料4 5P>

災害対策基本法に規定される範囲で、市町村の役割を規定しているが、県の条例に、「努めなければいけません」と市町村に強い義務を課すことは適当でないため、語尾を「努めるものとします。」と修正する。

⑤ 第8条第1項における法令の引用等 <資料4 5P>

緊急地震速報については、「地震の揺れの予報」としていたが、気象業務法施行令の改正で「地震動警報」と規定されたため、当該法令を引用し「気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条の地震動警報」と修正する。

→第14条第1項の「津波予報」については、若干の海面変動の場合と津波の心配

なしの場合に発表されるものであり、南海地震が発生した場合には、当該予報に該当することはないため、「津波予報」を「気象業務法施行令第4条の津波警報及び津波注意報」に修正する。〈資料4 7P〉

⑥ 第8条第3項の削除等 〈資料4 5P〉

第8条第3項は、屋内及び屋外において、揺れによる被害が発生しそうな場所の把握に努めることを規定したものであるが、第10条は屋内における、第11条は屋外における安全対策の推進が規定されており、しかも、第11条第1項には、安全性を点検することを規定するなど、内容が一部重複し、分かりにくいいため、第8条第3項を削除し、第10条第1項に安全性を点検することを新たに規定するよう整理する。

⑦ 第16条第3項における津波避難訓練と他法令との整理等 〈資料4 8P〉

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき「東南海・南海地震防災対策計画」の提出が義務づけられている事業者には、避難訓練の実施以外にも、当該計画の提出など、この条例の内容よりも、厳しい義務が課せられている。

このため、法令で定められた内容を、この条例で緩和すると誤解されないよう、事業者の範囲から、他の法令によって津波からの避難訓練を義務づけられている者を除くこととする。

ただし、第3項後段に規定する地域の自主防災組織と連携した津波避難訓練については、すべての事業者に努めていただく必要があるため、項を分けて規定するよう整理する。

→第21条第1項の消火訓練等についても、同様の理由で他の法令によって実施が義務づけられている者を事業者等の範囲から除くこととする。

〈資料4 10P〉

⑧ 第24条第2項におけるトリアージの表現の見直し 〈資料4 11P〉

トリアージの括弧書きによる定義規定の内容と、その後に規定する県民に理解を求める内容（緊急度が高く、かつ、救命できる可能性の高い者から優先して搬送及び治療されること）とが重複し分かりにくいいため、表現を整理する。

⑨ 第34条第3項における自主防災組織の南海地震の発生後の活動を削除し、第25条第1項において整理 〈資料4 12P、15P〉

第9章は、第2章から第8章までの内容に共通する取組として、「震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める」ために、県民や事業者、自主防災組織、県等が取り組むべき事前の備えや対策を規定したものであり、第34条第3項についてのみ、南海地震が発生したときの事項を規定していたため、この項を削除し、第25条第1項の地震発生後に、自主防災組織等が行うべき活動として、救助活動の後に、「情報の収集及び伝達、安否の確認等」を加えることとする。

⑩ 第 38 条第 1 項における幼稚園等の引用法令の訂正 <資料 4 17P>

第 38 条で引用していた学校教育法が一部改正され、幼稚園、小学校及び特別支援学校を直接規定した条項が設けられたため、引用条項を修正する。それにあわせて、保育所についても、児童福祉法において保育所を直接規定した条項を引用することとする。

⑪ 第 38 条第 1 項における災害時要援護者が専ら利用する施設の安全性の確保のための対策に関する表現の見直し <資料 4 17P>

災害時要援護者が専ら利用する施設の設置者及び管理者が作成すべき手引書については、「避難誘導及び応急復旧活動に係る」と規定していたが、応急復旧活動という表現がどういう内容のものか分かりにくいため、「避難誘導、救助活動、情報の収集及び伝達、初期消火その他の災害時要援護者の生命の安全の確保のために必要な活動を記載した」と具体的な内容に修正する。

2 現在、修正を検討中の主な事項

① 第 3 条 基本理念の各号の表現 <資料 4 3P、4P>

もう少し分かりやすくなるよう、表現の見直しを検討中。

② 第 9 条第 1 項 耐震化すべき建築物についての規定 <資料 4 5P>

耐震化を求める建築物を、「昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準によって建築された建築物」と規定すると、法令の引用が複雑になり、非常に分かりにくいものとなるため、規定の方法を検討中。(別紙)

③ 第 43 条 南海地震以外の地震に、この条例を適用するための規定

<資料 4 19P>

現時点では、解釈として規定しているが、準用又は適用の規定にすべきとの議論もあるため、検討中。

